

2024年11月12日

各 位

会 社 名 ピクセルカンパニーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 吉田 弘明
(コード番号：2743 東証スタンダード)
問い合わせ 取締役管理本部長 矢尾板 裕介
(TEL. 03-6731-3410)

第39期(2024年12月期)半期報告書及び過年度有価証券報告書並びに過年度四半期報告書に係る監査報告書の結論不表明に関するお知らせ

当社は、監査法人から第39期(2024年12月期)の中間財務諸表及び中間連結財務諸表について結論を表明しない旨の期中レビュー報告書、第36期(2021年12月期)、第37期(2022年12月期)及び第38期(2023年12月期)の訂正後の財務諸表及び連結財務諸表について結論を表明しない旨の監査報告書並びに第36期(2021年12月期)第1四半期から第39期(2024年12月期)第1四半期までの訂正後の四半期財務諸表または四半期連結財務諸表について結論を表明しない旨の四半期レビュー報告書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査を実施した監査法人の名称
監査法人アリア

2. 期中レビュー報告書、監査報告書及び四半期レビュー報告書の内容

(1) 第39期(2024年12月期)半期報告書に係る期中レビュー報告書の内容

第39期(2024年12月期)の中間財務諸表及び中間連結財務諸表に係る期中レビュー報告書の結論の不表明の根拠は次のとおりです。

<結論の不表明の根拠>

追加情報に関する注記に記載のとおり、会社は、外部機関からの指摘を受け、子会社であったピクセルエステート株式会社において2019年12月期から2023年12月期までの間に計上された再生可能エネルギー施設等の開発に関わる土地や権利等の取得に関する前渡金等の取引に関する以下の疑義についての調査を行うため、2024年7月5日に特別調査委員会を設置し調査を実施した。

本件疑義の内容

①ピクセルエステート株式会社の取引先への前渡金(350百万円)が会社代表取締役個人の借入金に対する返済ではないかとの疑義

②ピクセルエステート株式会社において2019年12月期から2023年12月期までの間に計上された再生可能エネルギー施設等の開発に関わる土地や権利等の取得に関する前渡金等の取引(計18件総額1,649

百万円) について、取引実態があるかとの疑義

③ 会社が取締役会の承認を得ずに、当社代表取締役の個人借入 (350百万円) について連帯保証を行ったのではないかとの疑義

当該調査の結果、特別調査委員会は、上記の取引の中に、取締役会の承認を経ずに実施された実質的な役員貸付や前渡金名目で交付した資金が実際には前渡金ではなく別の用途のために出金された可能性がある支出が存在していたことなどを認定した。会社は、当該調査結果に従い訂正処理し、当中間連結会計期間末において、実質的な役員貸付と判断される支出である長期貸付金は99百万円、前渡金ではなく別の用途のために出金された可能性がある支出である仮払金は255百万円となっており、全額貸倒引当金を計上している。

当監査法人は、上記の疑義を踏まえた追加の監査手続 (疑義取引の再検証、特別調査委員会調査の検証、資金の流れ検討、取引確認や取引先等関係者へのインタビュー実施など) を実施したが、仮払金に関しては、取引先の預金口座から現金引き出しされ行方が分からなくなっているものも含み、資金の行方や用途を検証することには限界があり、仮払金の資産性や関連当事者との関係性等について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。また、特別調査委員会の調査結果から、訂正前の会計監査当時や今回の訂正監査の過程で、上記の疑義取引について経営者による虚偽の説明が行われていたことが明らかになり、取引先との共謀を含む書類の偽造もあったと判断される。これらの状況は、結論を表明する前提となる経営者の誠実性について深刻な疑義を生じさせるものであると判断した。

さらに、継続企業の前提に関する注記について、今回の不適切会計問題を踏まえた内部管理体制の改善が会社存続の前提となると考えられるが、現時点ではその対応が未定であり、会社の対応策について十分かつ適切な監査証拠が入手できなかった。

以上から、当監査法人は、これらの問題の影響の重要性に加え、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが中間連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響が重要かつ広範であると判断した。その結果、当監査法人は、上記の中間連結財務諸表に何らかの修正が必要かどうかについて判断することができなかった。

(2) 有価証券報告書に係る監査報告書の内容

第36期 (2021年12月期)、第37期 (2022年12月期) 及び第38期 (2023年12月期) の訂正後の財務諸表及び連結財務諸表に係る監査報告書の意見不表明の根拠は次のとおりです。

<意見不表明の根拠>

追加情報に関する注記に記載のとおり、会社は、外部機関からの指摘を受け、子会社ピクセルエステート株式会社において2019年12月期から2023年12月期までの間に計上された再生可能エネルギー施設等の開発に関わる土地や権利等の取得に関する前渡金等の取引に関する以下の疑義についての調査を行うため、2024年7月5日に特別調査委員会を設置し調査を実施した。

本件疑義の内容

① ピクセルエステート株式会社の取引先への前渡金 (350 百万円) が会社代表取締役個人の借入金に対する返済ではないかとの疑義

② ピクセルエステート株式会社において2019年12月期から2023年12月期までの間に計上された再生可能エネルギー施設等の開発に関わる土地や権利等の取得に関する前渡金等の取引 (計 18 件総額 1,649百万円) について、取引実態があるかとの疑義

③ 会社が取締役会の承認を得ずに、当社代表取締役の個人借入 (350百万円) について連帯保証を行ったのではないかとの疑義

当該調査の結果、特別調査委員会は、上記の取引の中に、取締役会の承認を経ずに実施された実質的な役員貸付や前渡金名目で交付した資金が実際には前渡金ではなく別の用途のために出金された可能性がある支出が存在していたことなどを認定した。会社は、当該調査結果に従い、当連結会計年度末に、実質的な役員貸付

と判断される支出を長期貸付金に430百万円、前渡金ではなく別の用途のために出金された可能性のある支出を仮払金に825百万円計上し、事後的に返金となった部分を除き貸倒引当金を計上するなどの訂正を行った。

当監査法人は、上記の疑義を踏まえた追加の監査手続（疑義取引の再検証、特別調査委員会調査の検証、資金の流れ検討、取引確認や取引先等関係者へのインタビュー実施など）を実施したが、仮払金825百万円に関しては、取引先の預金口座から現金引き出しされ行方が分からなくなっているものも含み、資金の行方や用途を検証することには限界があり、仮払金の資産性や関連当事者との関係性や関連当事者取引注記等の要否について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。また、特別調査委員会の調査結果から、訂正前の会計監査当時や今回の訂正監査の過程で、上記の疑義取引について経営者による虚偽の説明が行われていたことが明らかになり、取引先との共謀を含む書類の偽造もあったと判断される。これらの状況は、監査意見を表明する前提となる経営者の誠実性について深刻な疑義を生じさせるものであると判断した。

以上から、当監査法人は、これらの問題の影響の重要性に加え、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが訂正後の連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響が重要かつ広範であると判断した。その結果、当監査法人は、上記の訂正後の連結財務諸表に何らかの修正が必要かどうかについて判断することができなかった。

（3） 四半期報告書に係る四半期レビュー報告書の内容

第36期（2021年12月期）第1四半期から第39期（2024年12月期）第1四半期までの訂正後の四半期財務諸表または四半期連結財務諸表に係る結論の不表明の根拠は次のとおりです。

<結論の不表明の根拠>

追加情報に関する注記に記載のとおり、会社は、外部機関からの指摘を受け、子会社ピクセルエステート株式会社において2019年12月期から2023年12月期までの間に計上された再生可能エネルギー施設等の開発に関わる土地や権利等の取得に関する前渡金等の取引に関する以下の疑義についての調査を行うため、2024年7月5日に特別調査委員会を設置し調査を実施した。

本件疑義の内容

①ピクセルエステート株式会社の取引先への前渡金（350百万円）が会社代表取締役個人の借入金に対する返済ではないかとの疑義

②ピクセルエステート株式会社において2019年12月期から2023年12月期までの間に計上された再生可能エネルギー施設等の開発に関わる土地や権利等の取得に関する前渡金等の取引（計18件総額1,649百万円）について、取引実態があるかとの疑義

③会社が取締役会の承認を得ずに、当社代表取締役の個人借入（350百万円）について連帯保証を行ったのではないかとの疑義

当該調査の結果、特別調査委員会は、上記の取引の中に、取締役会の承認を経ずに実施された実質的な役員貸付や前渡金名目で交付した資金が実際には前渡金ではなく別の用途のために出金された可能性がある支出が存在していたことなどを認定した。会社は、当該調査結果に従い、当第1四半期連結会計期間末に、実質的な役員貸付と判断される支出を長期貸付金に370百万円、前渡金ではなく別の用途のために出金された可能性がある支出を仮払金に895百万円計上し、事後的に返金となった部分を除き貸倒引当金を計上するなどの訂正を行った。

当監査法人は、上記の疑義を踏まえた追加の監査手続（疑義取引の再検証、特別調査委員会調査の検証、資金の流れ検討、取引確認や取引先等関係者へのインタビュー実施など）を実施したが、仮払金895百万円に関しては、取引先の預金口座から現金引き出しされ行方が分からなくなっているものも含み、資金の行方や用途を検証することには限界があり、仮払金の資産性や関連当事者との関係性等について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。また、特別調査委員会の調査結果から、訂正前の会計監査当時や今回の訂正監査の過程で、上記の疑義取引について経営者による虚偽の説明が行われていたことが明らかになり、取引

先との共謀を含む書類の偽造もあったと判断される。これらの状況は、結論を表明する前提となる経営者の誠実性について深刻な疑義を生じさせるものであると判断した。

以上から、当監査法人は、これらの問題の影響の重要性に加え、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが訂正後の四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響が重要かつ広範であると判断した。その結果、当監査法人は、上記の訂正後の四半期連結財務諸表に何らかの修正が必要かどうかについて判断することができなかった。

3. 監査報告書の受領日

2024年11月12日

4. 今後の対応

当社といたしましては、今回の監査意見の不表明に至った事由を受けとめ、適切に対処してまいります。株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配おかけいたしますことを、深くお詫び申し上げます。

以上